

## 説明書

委託業務名	佐賀県オフィス系企業誘致プロモーション業務（県内中部・北部・東部地域対象）
履行期間	契約締結日から令和9年2月26日（金）まで
契約上限額	7,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
参加資格確認申請及び質問受付	令和8年4月28日（火） 17時まで
参加資格通知及び質問回答期限	令和8年5月11日（月）
提案書提出期限	令和8年5月19日（火） 17時まで
プレゼンテーション	令和8年5月21日（木）
最優秀提案者の決定	令和8年5月28日（木）

### 1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ア 参加資格確認申請書（様式第2-1号又は2-2号） 1部
- イ 共同事業体協定書（様式第2-3号） 1部 ※共同企業体の場合のみ
- ウ 誓約書（様式第3号） 1部
- エ 会社概要（パンフレットで可） 1部
- オ 実績書（様式第5号） 1部

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

### 2 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記参加資格確認申請及び質問受付期限までに、様式第1号に記入のうえ、電子メール又はファックスにより提出すること。

### 3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- ア 表紙（様式第4号）・・・正本1部、副本6部
- イ 提案書（任意様式）・・・7部
  - ・企画内容案
  - ・実施スケジュール案
  - ・実施体制表
- ウ 見積書（任意様式）・・・正本1部、副本6部

(2) 作成にあたっての注意事項

- ア 仕様書に加え、別添1「佐賀県企業立地のご案内」、別添2「佐賀が日本のITをアツくする」及び「SAGA 立地ナビ（SAGA立地ナビ（saga-kigyorichi.jp）」）を参考に仕様書に示す内容をすべて盛り込んで作成すること。

イ 業務の実施方針及び手法、内容とともに、実施スケジュール案及び業務運営体制について記載すること。

ウ A4カラー印刷長編綴じ（ホチキス留め、A3の折り込みも可）とし、文字サイズはおおむね10ポイント以上とすること。なお、紙と同一の電子データも1部提出すること（電子データはPowerPoint又はPDF形式とする。）。

- (3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。
- (4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
- (5) 提出は持参又は郵送による。
- (6) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

#### 4 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (2) 参加者側の出席者は3人以内とし、ヒアリング時間は1者あたり40分程度（説明20分、質疑20分程度）を予定している。

#### 5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、業務遂行能力の評点が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

#### 6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

#### 7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本プロポーザルの質問は、10 の問い合わせ先で受け付ける。  
質問応答の内容は必要に応じて参加者に周知する。

## 8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成 4 年 3 月 31 日佐賀県規則第 35 号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

## 9 添付書類

- (1) 公示の写し
- (2) 業務委託仕様書
- (3) 委託候補者評価基準
- (4) 企業立地のご案内（別添 1）
- (5) 佐賀が日本の「IT」をアツくする（別添 2）
- (6) 仕様書等に対する質問書の様式（様式第 1 号）
- (7) 参加資格確認申請書の様式（様式第 2 - 1 号、2 - 2 号）
- (8) 共同事業体協定書の様式（様式第 2 - 3 号）
- (9) 誓約書（様式第 3 号）
- (10) 提案書（送付）（様式第 4 号）
- (11) 実績書（様式第 5 号）

## 10 問い合わせ

担当課	佐賀県産業労働部企業立地課企業誘致担当
住所	840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電話	0952-25-7097
ファックス番号	0952-25-7384
電子メールアドレス	kigyouricchi@pref.saga.lg.jp